

## 介護職員に対する介護事故防止チェックリストの周知方法に係るガイドライン

### 1 趣旨

介護事故を防ぐためには、どのような場面でどのような事故が起こりやすいかを事前に想定し、注意するとともに、事故が起きてしまったときの備えをしておくことが重要である。

利用者の送迎、入浴、食事サービス提供時のリスクの高い場面において、特に注意すべき点を介護事故防止チェックリスト（以下「チェックリスト」）により介護従事者が確認することにより、事故防止を図る。

### 2 内容

別添チェックリスト記載の内容

### 3 周知方法

チェックリストは、作成してから日数が経つと形骸化しがちであるので、事業者は普段から例えば以下のような取組を行うことで、介護従事者にチェックリストの内容を継続的に周知することが重要である。

- (1) 新任・転任の介護従事者に対しては、新任・転任向けの研修時に必ずチェックリストの内容を周知するとともに、新任・転任以外の介護従事者についても、定期的に周知する。
- (2) 全ての介護従事者がチェックリストを見られるように、サービス事業所の介護従事者が確認できる場所に配置する。
- (3) 朝礼の際、定期的にチェックリストの内容を介護従事者に確認させる。
- (4) チェックリストに記載するサービスの場面では、チェックリストを見て指差し確認を行い、危険回避が行われているかを確認する。